

あおもりエコ農産物販売協力店設置要領

制 定 平成 28 年 5 月 20 日
一部改正 令和 2 年 4 月 15 日
一部改正 令和 6 年 6 月 7 日
一部改正 令和 7 年 4 月 24 日

（趣 旨）

第 1 有機農産物や県特別栽培農産物、エコファーマーが生産した農産物（以下「エコ農産物」という。）など、県産エコ農産物に対する県内消費者や流通業者の理解促進を図るため、エコ農産物を販売し本事業の趣旨に賛同する店舗を「あおもりエコ農産物販売協力店」（以下「協力店」という。）として設置し、PR 資材や県ホームページ等で広く紹介することにより、エコ農産物の購入機会を増やし、消費拡大へ結び付ける。

（協力店の取組等）

第 2 協力店は、以下の取組等を行う。

- （1）県内で生産されたエコ農産物を取り扱うこと
- （2）エコ農産物の取扱期間中、県が配布する PR 資材を活用し、エコ農産物を積極的に PR すること
- （3）県ホームページ等に協力店として紹介（店舗名、住所、電話番号、販売農産物、販売時期等）することに同意し、同意書（第 1 号様式）を開始年度の 5 月末までに農産園芸課に提出すること
なお、記載内容に変更がない場合は、次年度以降の提出は不要とする。
- （4）毎年度 5 月末までに、当該年度の取組について記載したエコ農産物販売予定票（第 2 号様式）を農産園芸課に提出すること
- （5）毎年度、エコ農産物の取扱期間終了後、アンケート（第 3 号様式）に回答し、所管の農林水産事務所に提出すること
- （6）協力店としての取組を取りやめる場合は、その旨を農産園芸課に連絡すること

（農林水産事務所の取組等）

第 3 農林水産事務所は以下の取組等を行う。

- （1）農産物直売所を中心とした協力店の掘り起こしを行い、新規協力店の同意書（第 1 号様式）及び販売予定票（第 2 号様式）を取りまとめて、毎年度 5 月末までに農産園芸課へ提出すること
- （2）協力店に対して PR 資材の配布を行うこと
- （3）毎年度、エコ農産物の取扱期間終了後、協力店が行った PR 状況の写真及びアンケート（第 3 号様式）の取りまとめを行い、年度末までに農産園芸課へ電子メールで報告すること

（農産園芸課の取組）

第4 農産園芸課は以下の取組を行う。

- (1) 量販店を中心とした協力店の掘り起こしを行うこと
- (2) P R 資材の作成を行うこと
- (3) 県ホームページ等で協力店の情報を紹介すること
- (4) 取りまとめた協力店の情報を農林水産事務所へ通知して情報を共有すること
- (5) 協力店の取り消しについて連絡があった際は、県ホームページ等から当該協力店を削除すること